

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和6年2月27日(火) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	報 告	4	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））【総務企画所管分】	P. 167
2	議 案	19	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事）	P. 88
3	議 案	20	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事）	P. 90
4	議 案	21	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）	P. 92
5	議 案	22	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 102
6	議 案	23	和泉市公文書の管理等に関する条例制定について	P. 105
7	議 案	36	令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）【総務企画所管分】	P. 176

分割付託案件内訳

※ 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））

○歳入

※ 議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）

○歳入

○歳出のうち

2 款 総務費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	遠藤 隆志	副委員 長	関戸 繁樹
委員	原 重樹	委員	埤田 英伸
委員	スペル・デルフィン	委員	松田 義人
委員	坂元 純一	委員	谷上 昇

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	石原 日出子	副議長	松本 利裕
----	--------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏康
副市	長	森 吉豊
副市	長	吉田 康人
参	与	小泉 充寛
危機 管 理 部	長	山本文昭
市長 公 室	長	並木 敏昭
総 務 部	長	前田 正和
会 計 管 理 者		近藤 眞理
行政委員会総合事務局長		藤原 美津子

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井阪 弘樹	事務局次長兼総務課長	藤原 準
総務課議事調査係長	川崎 由美	総務課主事	香山 幸輝

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○遠藤隆志委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○遠藤隆志委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

はい、市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

遠藤委員長、関戸副委員長はじめ委員皆様方には御出席いただき、また、石原議長、松本副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。



◎委員会審査

○遠藤隆志委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））（総務企画所管分）

○遠藤隆志委員長 議事第1、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する報告の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第4号の本委員会所管部分を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第4号の本委員会所管部分は承認されました。



◎議案第19号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事）

議案第20号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事）

議案第21号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）

○遠藤隆志委員長 議事第2、議案第19号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

改修工事)、議事第3、議案第20号 工事請負契約締結について(和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事)及び議事第4、議案第21号 工事請負契約締結について(和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事)の以上3件は関連する議案でありますので、一括議題といたします。

各議案の説明を順次願います。

総務部長。

○前田正和総務部長 総務部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第19号から第21号までについて、その内容を御説明申し上げます。

まず、議案第19号 工事請負契約締結について(和泉市庁舎第1分館改修工事)でございます。

議案書の88ページを御覧ください。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は和泉市庁舎第1分館改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は4億4,990万円、契約の相手方は株式会社ケイテック、代表取締役、川崎 勉と契約しようとするものでございます。

続いて、89ページの参考資料を御覧ください。

工事概要として、工事場所は和泉市府中町四丁目地内、工事種別は建築一式工事、工事内容は外壁2,506.90平方メートル及び屋上防水922平方メートルの改修、エレベーターを含む内部改修、外構整備、その他附帯工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から令和7年3月28日まででございます。

なお、議案第19号から第21号までの共通の参考資料といたしまして、94ページ以降に位置図等の図面を添付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 工事請負契約締結について(和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事)でございます。

議案書の90ページを御覧ください。

工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事、契約の方

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

法は一般競争入札、契約金額は1億5,966万600円、契約の相手方はオオヤ電気株式会社、代表取締役、大宅孝治と契約しようとするものでございます。

続いて、91ページの参考資料を御覧ください。

工事概要として、工事場所は和泉市府中町四丁目地内、工事種別は電気工事、工事内容は受変電設備、動力設備、電灯設備等、内部改修に伴う電気設備工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から令和7年3月28日まででございます。

続きまして、議案第21号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）でございます。

議案書の92ページを御覧ください。

工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億8,082万3,500円、契約の相手方は奥田商工株式会社和泉営業所、営業所長、桑山稔章と契約しようとするものでございます。

続いて、93ページの参考資料を御覧ください。

工事概要として、工事場所は和泉市府中町四丁目地内、工事種別は管工事、工事内容は空気調和設備、換気設備、消火設備等、内部改修に伴う機械設備工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から令和7年3月28日まででございます。

以上、議案第19号から第21号までの工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 各議案の説明が終わりました。

これより議案第19号、議案第20号及び議案第21号の質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

谷上委員。

○谷上 昇委員 市民未来の会、谷上です。よろしくお願いたします。

議案第19号から第21号の工事請負契約の締結については、庁舎第1分館、旧市立病院南館の改修工事に係る議案であり、保健センターや教育センターなどを集約し、令和7年5月に供用開始する予定と過去から報告を受けていますが、3議案の工事請負契約金額の合計が約7億9,000万円となり、施設改修の金額としては高く感じられます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

金額だけを見ると、必要に応じた規模の建物を新たに建築することもできたのではないかと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

○遠藤隆志委員長 はい、藤木課長。

○藤木 守総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の藤木です。

庁舎第1分館につきましては、平成16年に建築された建物で、築20年と比較的新しく、公共施設マネジメントの観点から、北西部地域の公共施設を再編する計画の一つとして、施設を改修した上で、保健センター、教育センター、ふたば幼児教室等の公共施設等を集約することとしております。

この庁舎第1分館は、鉄筋コンクリート造で、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方によりますと、今回の改修工事のような計画的な予防保全型の管理を行うことにより、建物の耐用年数は通常の60年から80年にまで延伸されると示されております。

今回の改修により残り60年間活用することが可能となることや、当該建物の新築時の起債償還が令和15年度まで必要であることを踏まえ、既存施設の有効活用を図るべく、和泉市公共施設等総合管理計画に位置づけ、改修工事を行うものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 はい、谷上委員。

○谷上 昇委員 今回の改修工事により、建物の耐用年数は通常の60年から80年にまで延伸され、残り60年間活用することが可能になることから、改修工事を行うと判断したということが確認できました。

それでは、次に契約についてお聞きいたします。

今回は、制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価落札方式を採用し、業者決定をいたします。まずは、この入札方法についてお聞きいたします。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

総合評価落札方式は、地方自治法施行令第167条の10の2及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく価格とその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする方式です。

総合評価落札方式には、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つの手法がございます。本件では、国土交通省が市区町村向けに提示する技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事に対する特別簡易型総合評価落札方式を採用し、価格だけではなく、入札参加者

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に同種工事の施工実績等の定量化された評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定したものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 はい、ありがとうございます。

価格だけではなく、施工実績などの定量化された評価項目を総合的に評価し、落札者を決定するとありましたが、次に、その評価項目の決定方法についてお聞きいたします。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

本件は、市町村向けの特別簡易型の定量化された評価項目である企業の施工能力、配置技術者の施工能力、地域精通度、地域貢献度を設定したもので、評価項目、評価方法などの落札者基準を定めるときは、あらかじめ学識経験者の2名から意見聴取した上で決定しております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 特別簡易型総合評価落札方式の内容を確認いたしました。

次に、入札金額について、建築一式工事は、低入札調査基準価格より約2,300万円安く、電気工事においては、失格基準価格と同額であり、低入札調査基準価格より約1,500万円安くなっています。

入札ですので、落札金額が低いにこしたことはありませんが、完成した際の品質が担保されるのが心配になります。低入札調査基準価格より低い金額で落札した場合の取扱いについてお聞きいたします。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

総合評価落札方式の入札にあっては、低入札調査制度を適用しておりまして、低入札価格調査とは、あらかじめ調査基準価格及び失格基準価格を設定し、この範囲内で入札があった場合には、落札者の決定を保留し、その入札額で当該工事の契約に適合した履行が可能かどうかを調査した上で落札者を決定する制度です。

調査については、当該入札金額で入札した根拠資料、理由書等を事業者提出させ、契約の内容に適合した履行が可能かどうかを契約検査室及び工事所管課において事業者ヒアリ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ングを実施しました。

今回、建築一式工事及び電気工事の落札業者の2者に対して低入札価格調査を実施したところ、各事業者は契約内容に適合した履行が可能であると判断したところです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 谷上委員。

○谷上 昇委員 はい、ありがとうございます。

物価の上昇により建築土木の工事価格がすさまじい勢いで上昇している中ではありますが、市民の命や暮らしを守る上で、公共工事については精査しながら進めていく必要があります。せっかく莫大な市民の税を利用し建築した公共施設であっても、品質が担保されなければ、その目的を達成することができないものであります。

低入札調査基準価格より低い金額であれば、履行可能かを職員がヒアリングを実施してありましたが、当たり前のことであると思いながら進言させていただきますが、その品質を担保するため、工事の過程の中、その都度、正しく履行されているか。そして、完成品の引渡しの際には、机上だけではなく、責任を持ち厳密に検査していただきますようお願いして終わります。

ありがとうございます。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

最初に、今、谷上委員さんからもありましたけども、この3つの議案なんですが、全部合わせたら7億9,000万円ぐらいということで、これは正直高いですよねというのは、誰の感想も出てくるんじゃないかということです。

電気にしても、空調問題にしても、何か一からやるのかというほどの多分値段になっていると思いますので、そこはもうちょっと現在あるものを生かした感じで改修と言われるようなものにできなかったのかということは、これは疑問点として出るところでもありますので、それはもう意見としては申し上げておきたいというふうに思います。

あと、多少ダブるかもしれませんが、今の入札の問題で何点かお聞かせを願いたいというふうに思います。

普通ちょっと指名競争入札といいますか、そういう形ですと、よく最低限の価格で皆応札して、くじ引で決めるというようなものが、かなり多かったというふうに思いますけれど

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

も、ちょっとダブりますので失礼ですけども、低入札調査基準価格と失格基準価格というのがあるんですけども、ちょっとその辺の説明と、簡単に言えば、我々が今言ってきたような最低制限価格というのはどっちがどっちなのということもありますので、その辺の説明をまずお願いいたします。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

総合評価落札方式の場合、低入札価格調査を適用する必要があります。

低入札価格調査とは、あらかじめ調査基準価格及び失格基準価格を設定し、この範囲内で入札があった場合には、落札者の決定を保留し、その入札額で当該工事の契約に適合した履行が可能かどうかを調査した上で落札者を決定する制度であり、今回、同価格を設定したものです。

なお、調査基準価格の算出方法は最低制限価格の算出方法と同様の計算式となっており、失格基準価格は和泉市低入札価格調査の実施に伴う失格基準価格設定要綱に基づき一定の率を乗じて得た額により算出したものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 ということは、簡単に言うと、今まで言ってきた最低制限価格というのは低入札調査基準価格ということだというふうに思いますので、もし違ったらまた言うてくれたらいいですけども、というふうに受け取っておきます。

それより低いといいますか、削減したあれで、失格基準価格というのを設定して、その間で入札したところは調査をしてということになるとは思いますが、そういうふうに聞いておきます。

もう一つは、次のあれなんですけども、今回見たら、物すごく、いわゆる応札といいますか、参加してる業者が、第19号では3者、第20号でも5者、第21号でも5者というふうに、非常に少ないというのが正直な感想なんですけども、そこで、制限付一般競争入札というのは、今まで指名競争入札みたいなやつというのは、地元の業者育成のためにも指名してみたいなやつがあると思うんですけども、ちょっとそれとは違うみたいなんで、もう一度、ある程度、この制限付一般競争入札、どんな制限をつけてということも含めて、ちょっと答弁をお願いします。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

入札に参加する者に必要な資格を定めて実施する一般競争入札のことを制限付一般競争入札といいます。

参加資格については、近年の建設業界における技術者不足の課題を加味し、参加業者数を確保するため、可能な限り門戸を広げた要件を設定するように努めており、建築一式工事については参加要件を満たす業者数を約100者程度見込んでおりました。

引き続き、参加要件については、工事の質の確保と競争性の確保の両方を踏まえて、適切な参加資格の設定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 これは第19号のほうの話で、第20号、第21号はまた違うんでしょうけど、参加要件を満たす業者というのは100者程度あるということで、しかし、実際には3者しか応札に来てないということになりますよね、この結果を見ますと。よっぽど魅力のない工事なのかどうか知りませんが、業者から見た発想なんですけどね。

しかし、そういう少ない中でも物すごく目につくのが事前辞退というところなんですけど、第19号でいえば、3者しかおらんのに1者が事前辞退するとか、あと、第20号でいえば2者が事前辞退ですか、第21号については、1者は無効になって、理由は書いてないんですけども、3者が事前辞退して、結局1者しか残ってないという入札をしたわけですよね、結果からして。

ほんまにどうなってるのというのが正直なところなんですけれども、この事前辞退の理由というのは、もし把握されておれば明らかにしていただきたいというふうに思います。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

辞退の主な理由は、技術者の配置が不可というものです。そのほかには、積算が合わない、都合によるものというものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 まあ、そうですよね。理由は何かと聞かれたら、それは一定の答えもせんとしょうがないというふうに思いますけども、例えば補足資料の問題で、先ほどもちょっと出てましたけども、技術点の問題がありますけれども、第20号で、これはもう附属資料のほう

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の話でいきます。

ごめんなさい。20号と違いますね。

20号でいけば、多分こういうふうになってるんですよ。

技術評価点というのが、簡単に言えば、一番低いので105.0、先ほどの説明では100点から110点までの間ですから、当然その間になるんでしょうけども、もう一つは107.5ということになるんですけども、これは計算方法が多分違うんでしょうけども、つまり2番目の人と比べたら評価点で1.0しか変わってないんですよ。技術評価点ですよ。

評価点でいえば、物すごい小数点以下が多いんであれですけども、0.6幾つ、0.4ぐらいしか変わらないという評価点で、高いほうが決まってるという、落札ということになっております。

入札金額を見たら、これ、失格基準価格、要するにもうぎりぎり全部入れてるわけです。入札、みんな事前辞退したところを除いて3者ともね。だから、實際上、この技術評価点の違いがこうなってるのかなという勝手な想像をするのはするんですけども。

この技術評価点というのは、どういうふうにもう実際に決めてらっしゃるのかといいますか、さっき100点から110点までの間でというようなことが言われましたけれども、その辺のちょっと中身含めて教えてください。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

技術評価点は、標準点100点と加算点10点を合計した点数となっており、加算点10点について、同種工事の施工実績、配置技術者の施工能力、地域精通度、地域貢献度における技術提案資料の提出を求め、評価しております。

評価の方法については、同種工事の施工実績や配置技術者の施工能力では、請負金額の実績に応じて点数化しており、地域精通度、地域貢献度では、和泉市内に本店・支店等の有無や和泉市発注の工事实績の有無などについて点数化しております。いずれの項目も誰が評価しても同じ点数となる定量化されたものとなっております。

なお、本内容については、公告時の実施要領において公表しております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 今、答弁あったように、誰が評価しても同じ点数になるということなんですけれども、この技術評価点というのは、もう端的に言って公表されてるものなの、今、最後

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のほうにちらっとありましたけど。

いわゆる、公表というたらおかしいですけど、今回のあれじゃなくて、ここの業者は大体このぐらいの技術評価点やということを含めて、これは公表されてるということいいんですか。どうでしょうか。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

評価項目、評価方法の落札決定基準については、地方自治法施行令第167条の10の2第6項にて、公平性・透明性の観点から公告しなければならないと定められているため、公告時、実施要領において公表しております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 もう意見だけにはしますけども、別に反対までする気もないんですけども、ただ、ちょっとこういう方式というのは、我々してみたら珍しい方式ということにはなると思うんですけども、最初ではないという話がありますが、正直もうやめとくべきだというふうに思うんです。

それは何でかというたら、今言うたように技術点は公表されてるでしょう。先ほどの例に出しましたけども、あとは入札の価格でしょう。入札の価格でいくと、今までからしたら、いわゆる最低制限価格でみんなやって、くじ引みたいになうになってるわけですから、最低を狙って簡単に言ったらやるところが、全部とは言いませんけど、多いといいますか、そういう形になりますやんか。

だから、そうなると、ほんで技術点は公表されてると、業者にとってみたらですよ、うちはこれぐらいの技術点で、価格は最低で出したにしてもですよ、あそこあそこあそこが入ってきたら、うちは勝てないなというのは分かりますやん。簡単に言えば、想像つきますやん。公表されてなくても大体、業者ですからつくでしょうけども、そうなってくると、競争にならない、はっきり言うて。だから、参加も少ないし、事前の辞退も多いしということが、私は考えられると思うんです。

だから、法やら条例に基づいてやってはおるようですけども、この方法というのは、ほんまにもう競争にならないですよ。結果として高くなったかどうかというのは、また別問題の話なんですけれども。だから、この方法論というのは、やっぱり今後やめておくべきだ、こういう特別簡易型総合評価落札方式、ということは強く申し上げておきたいというふうに

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

思います。

以上で終わります。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

埤田委員。

○埤田英伸委員 公明党の埤田英伸です。よろしくお願いします。

私の質問ですが、先ほどの谷上委員と原委員と重複している部分を省略して1つだけ確認させていただきます。

この落札方式を導入されてよりこれまでの件数を教えてください。

その中で、この方式によりメリットやデメリットはどのような事例があったかも教えてください。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

平成22年度から本方式を導入してから、今回の3件を含めると16件の実績となります。

また、本方式採用によるメリットは、1つ目に、価格と品質が総合的に優れた調達により優良な社会資本整備を行うことができます。2つ目に、技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。3つ目に、技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

次に、デメリットは、価格競争の場合と比較して業者決定までに時間を要すること。また、低入札調査対応による関係部局の事務負担の増が挙げられます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 ありがとうございます。

デメリットの部分があるわけですが、限りなく適正な入札をするためには、そのデメリットも必要かと思います。その上で、デメリット部分を工夫改善して、少しでも時間短縮や負担減につながるようにしていただき、引き続き適正な業者選定をよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

関戸副委員長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹副委員長 関戸です。

ちょっと先ほどの確認だけなんですけども、技術評価点の公表どうこうというやり取りがあったと思うんですけども、技術評価点は参加事業者さんに公表されているんですか。

要は、参加事業者さん同士は他社の評価点というのを知ってるということですか。その点だけ確認させてください。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

技術評価点につきましては、各業者さんの点数を公表しているわけではなくて、評価の項目であったり、評価の方法、いわゆる落札者の決定基準については公表しているというところ。

以上です。

○遠藤隆志委員長 関戸副委員長。

○関戸繁樹副委員長 ですから、参加事業者さん同士は他社の技術評価点は御存じないということでもいいんでしょうか。再度確認です。

○遠藤隆志委員長 松永課長。

○松永麻紀総務部契約検査室契約担当課長 契約担当課長の松永です。

関戸副委員長のおっしゃるとおりです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 関戸副委員長。

○関戸繁樹副委員長 はい、ありがとうございます。結構です。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号に対する討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号及び議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

○遠藤隆志委員長 議事第5、議案第22号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、市長公室長。

○並木敏昭市長公室長 市長公室長の並木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第22号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書102ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、103ページを御覧ください。

まず、第2条の定義について、法改正に伴い、条例で定める用語として、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を新たに規定するものでございます。

次に、104ページを御覧ください。

第4条の個人番号の利用範囲について、法改正に伴い、「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」及び「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、附則でございますが、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

ごく簡単にやりたいと思いますが、もともとデジタル化問題を含めての話ですけれども、いわゆる財界等企業が、個人情報等を国のほうが一括して処理していくということでやってるというのは、業者といたしますか、企業が利活用できると。一番個人情報を持つてるのは市町村、地方自治体ということになると思いますけれども、そういうことを含めての指摘はずっとしてきたんですけれども、今回、条例改正ということなんですが、まず、法律とか、市の条例とか、それぞれあると思いますけれども、いわゆる規定されている件数といたしますか、業務の数ということになると思いますけど、それはどの程度か教えてください。

○遠藤隆志委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

法で定められた利用事務については、地方税の徴収業務において住民票関係の情報照会をしたり、国民健康保険の給付や徴収業務において地方税関係の情報を照会したりするなど、合計131業務となっております。

次に、市条例で定められた利用事務については、子ども、ひとり親家庭、重度障がい者の医療費助成や就学援助などの事務において所得情報を照会したりするなど、合計6業務となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 国のほうで131業務、それから条例で6業務ということになってるということなんですけれども、次に、もう簡単に伺いますけれども、簡単に言ったら、そういう件数で定められているものを省令で規定すればできるような国のほうの法改正ということ。という

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

理解をしてるんですけども、国のほうが法律改正を行おうとした必要性といいますか、理由について、分かれば教えてください。

○遠藤隆志委員長 赤松課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

現状では、法に事務及び連携する個人情報規定した上で、マイナンバーを用いた情報連携が可能となっていますが、新たな行政サービスを行う場合、その都度、法律改正が必要であったことから、情報連携を実施するには時間を要している状況です。

法改正を行うことなく、速やかに情報連携することにより、新たなサービスを迅速に提供できるようにすることを目的として、法律改正が行われるものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 もう意見だけにしておきますけども、もともとそういう個人情報保護の必要性が指摘もされ、いろいろ不安もあったから、法律でもこうですよという、131項目ということが規定をされていたというものだと思いますけれども、それはそれで、これを取っ払ってしまう、省令にしてしまうというのが、今回の中身だというふうには思いますので、後で討論しますけど、反対だということは言うておきます。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 反対の立場で討論をいたします。

もともと国が一括してマイナンバーを使って事務などをするということに対しましては、先ほども申し上げましたけども、個人情報保護の観点から反対の意見を申し上げてきたとおりです。

こうした批判の中で、法律で項目を規定していたものだというふうに思いますが、今回の改正で、法律ではなくて省令でそれが可能になってしまうということになったわけです。それをしますと大臣の意向で幾らでも項目を増やしていけるようになるということです。

こうした基本的な考え方等々の問題から、今回、条例改正は、いわゆる法改正での文言の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

云々ということだけのようですけれども、基本的には、そういう問題がありますので、反対をいたします。

以上です。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号 和泉市公文書の管理等に関する条例制定について

○遠藤隆志委員長 議事第6、議案第23号、和泉市公文書の管理等に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、総務部長。

○前田正和総務部長 総務部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第23号 和泉市公文書の管理等に関する条例制定について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書105ページを御覧ください。

提案の理由でございますが、公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより公文書の適正管理等を図り、市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるよう条例制定しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、106ページを御覧ください。

まず、第1章は総則を定めるもので、第1条では目的として、本条例は公文書が市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定めることを規定し、第2条では

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

用語の定義、107ページの第3条では本条例と法令等の関係を定めています。

次に、第2章は公文書の管理として、第4条では公文書の作成について、第5条と108ページの第6条では、文書の整理、保存として、30年以下の保存期間を設定し適切に保存すること。第7条、第8条では、歴史資料として重要な歴史公文書の決定手続及びその教育委員会への移管について定めています。109ページの第9条は、管理体制の整備等について、第10条は公文書の電子化推進に努めることなどを定めています。

次に、第3章は、特定歴史公文書の保存、利用等として、事務事業の内容に応じた最長30年の保存期間が満了して教育委員会に移管された特定歴史公文書の取扱いについて定めるもので、第11条では教育委員会において永久保存することや目録を作成して公表することを定めています。

110ページの第12条から113ページの第21条までは特定歴史公文書の利用及び不服審査の手続を定めており、一般の公文書における情報公開手続に相当する規定を設けています。

これらの規定は情報公開制度とほぼ同様としていますが、時の経過を踏まえて利用できる範囲は情報公開よりも広く規定しております。例えば、行政内部での検討、協議に関する情報で、中立性を損なうおそれがあるものなどは、情報公開制度では非公開とすべき場合がありますが、特定歴史公文書においては過去の資料としての性格から利用を認める制度とするものです。

次に、114ページ、第22条は、特定歴史公文書を展示することなどにより、一般の利用に努めること。第23条は、移管元の実施機関が引き続き特定歴史公文書を利用する場合の規定を定め、第24条は、重要でなくなった特定歴史公文書の廃棄を定めるものです。

次に、第4章は和泉市文書管理委員会について定めており、第三者機関としての委員会を設置し、歴史公文書に当たるかどうかの基準についての意見や、特定歴史公文書の利用請求に関して請求者から不服審査を求められた場合の審査を担当するよう定めるものです。

第25条及び115ページの第26条は、委員会の設置及び組織について定め、第27条は、不服審査における手続については、類似した役割を持つ和泉市情報公開・個人情報保護審査会の規定を準用することを定め、ページ飛びまして118ページ、第28条は、委員会についての細則の委任を定めています。

次に、第5章は雑則で、第29条は、他制度との調整として、販売・頒布用の文書や研究用資料等として特別に管理されている文書は、本条例を適用しないこと。第30条は規則への委任を定めています。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日で、本条例は令和6年4月1日から施行し、歴史公文書の決定手続等は令和7年4月1日から、特定歴史公文書の利用請求は令和8年4月1日から施行しようとするものです。

附則第2項から115ページの附則第6項までは、準備行為及び経過措置を定めるものでございます。

最後に、附則第7項は、和泉市情報公開条例の一部改正で、本条例と情報公開条例との適用範囲を調整するための規定整備を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

松田委員。

○松田義人委員 松田です。よろしく申し上げます。

この和泉市公文書の管理に関する条例制定につきましては、さきの令和5年第4回定例会の総務企画委員会協議会におきまして、公文書の保管や電子化に関する質問をさせていただきました。その中で、公文書の適正管理においては、評価選別基準の作成と各部署における基準への適用が大変重要であるため、漏れのないよう慎重に取り組むよう要望させていただいたところです。

今回は、永久保存される歴史公文書の評価選別や和泉市文書管理委員会の組織について質問させていただきたいと思います。

所管課におきましては、評価選別基準の作成に向けて取り組んでおられるところだと思いますが、現在の業務の進捗状況と今後の取組についてお聞かせください。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

公文書の適正管理において重要となります評価選別基準の作成に向けた進捗状況につきましては、現在、文化遺産活用課が各課にヒアリングを行い、特定歴史公文書となり得る公文書の内容や保管状況等の把握を進めているところです。

今後、教育委員会におきまして、ヒアリングの結果を踏まえて評価選別基準の案を取りまとめ、外部委員で組織します和泉市文書管理委員会に諮問し、いただいた答申の内容を踏ま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

えて評価選別基準を策定する予定です。

以上です。

○遠藤隆志委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

御答弁いただきましたように、教育委員会で作成した評価選別基準案を和泉市文書管理委員会に諮問して決定するということですが、この委員会の委員構成についてお聞かせください。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

本条例案第26条におきまして、和泉市文書管理委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとしています。

現在、歴史学や公文書管理、行政不服審査制度等に精通した大学教授や弁護士等の5人を予定しています。

以上です。

○遠藤隆志委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。委員構成について理解をさせていただきました。

少し意見といたしますか、要望させていただきたいと思いますが、この条例につきましては、大阪府内の自治体として、大阪市に次いで2番目に制定するというものでして、先進的な取組であると聞いております。和泉市にとっても大変重要な施策というふうに言えると思います。

市政運営の記録を次の世代に正確に伝えていくためにも、どのような文書を特定歴史公文書として残すのか、きちんと定め、そして丁寧に保存していくということが、大変重要であると考えております。

そのため、評価選別基準の作成を行う教育委員会及び調査審議を行う文書管理委員会においては、示威的な判断をせず、中立・公正な立場で評価選別基準の策定に取り組んでいただきますよう要望させていただきまして、質問を終わります。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 すみません、ちょっと確認だけなんですけれども、今、提案が、総務部長が

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

やられて、答弁も総務のほうでされてということになると思うんですけども、これはもう端的に聞きますけど、歴史的な保存をすとかせんとかいうものというのは、これは、こういう見方については、管理のあれがあるけれども、教育委員会が判断するような読み方を私はちょっとしたんですけども、これはどうされるんですか。教育委員会のほうがするのか。あるいは総務のほうで、文書管理云々もその委員会もするんで、どちらがどう判断していくというか、最終的に、その辺はどうでしょうか。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

本条例案第7条の規定によりまして、公文書を作成し、または取得した場合は、教育委員会が定める基準に基づき、市長などの各実施機関において、歴史公文書に該当するか否かを判断することとなります。

その後、保存期間満了後には、条例第8条の規定によりまして、各実施機関において、教育委員会と協議し、その同意を得て、教育委員会に移管するか廃棄するかを決定するものです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 丁寧に説明されたのかも分かりませんが、どっちやいうたら微妙な言い方やなというか、答弁やなというふうに思いますけれども、教育委員会が基準を定めるというのは分かったんですけども、各実施機関においてということで、該当するか否かを判断していくということなんですが、第8条でということで、教育委員会と協議して同意を得てみたいな言い方をしてますんで、結局、最終的にどこが判断するのよというんか、これは教育委員会じゃなくて、各実施機関ですから、それぞれの機関ということになると思うんですけども、それぞれが判断するということになるのか。あるいは、教育委員会そのものが、簡単に言うたら、それを担当して、もう判断していくということになるのか。

もちろん相談はすると思うですよ。どっちなんだろうねというのが分からないという、そういう意味なんで、ちょっとストレートに答えてもらえるとありがたいんですが。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

端的に申し上げますと、教育委員会の同意と書いておりますので、同意を得なければ、実施期間は移管・廃棄等もできないという形になりますので、教育委員会が最終的には決める

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

形になるかと考えております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 別にどこがやるからどうこうということでもないんで、それはもうそういうふうに聞いておきたいと思います。

もう簡単に、確認だけなんで、今でも普通、公文書というのは、それぞれ違いますけども、保存期間があると思うんです。保存期間があると思いますけども、その分との違いといいますか、現在もあるんかどうか、ちょっと分かりませんが、永久保存みたいな発想で残してる部分もあるんだと思いますが、そういうものというのは、この歴史公文書になるのかどうか含めて、ちょっとその辺の説明だけお願いします。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

現在の公文書の保存期間につきましては、市として業務上使用する期間等を踏まえて定めております。一方で、歴史公文書につきましては、歴史資料として重要かどうかを判断基準としており、両者では考え方が異なります。

したがって、保存期間が5年であっても永年保存とする公文書や保存期間が30年であっても保存期間満了後に廃棄する公文書もあるものと考えております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 一定分かりましたけども、あと、結構、今もう作業してるんかどうか、さっきの答弁では作業してるみたいな言い方なんですけれども、これ、結局、できてしまえばと言うたらおかしいですけども、最初のこれをどうするかというやつのそれぞれのところも含めて判断が要ると思うんで、いわゆる相当時間がかかる話ですよ、最初というんか、スタートさせるまでにといいますか。とにかくこういうことで和泉市では、付け足すのはまた付け足して個々の話なんですけども、今でいえば、全部を対象にするわけじゃないでしょうから、歴史的なと言うてますから、その辺では期間的にいえば大体どのくらいを思っているのか。ちょっとその点だけお願いします。

○遠藤隆志委員長 高垣課長。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

本条例の制定によりまして、現在永年保存となっています公文書の保存期間が最長で30年

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

となることにより、平成5年度以前の公文書が保存期間満了を迎えることとなります。

令和6年度につきましては、文化遺産活用課が1年間をかけまして、これら永年保存文書の評価選別を行う予定としております。

また、令和7年度には、新たに保存期間満了を迎えます公文書の評価選別を行うとともに、それまでに選別を行った文書の目録整理など公開に向けた準備を予定しており、選別から公開準備まで約2年間を要するものと考えています。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 結構です。とにかく2年間かかるというように聞いておきたいというふうに思います。慎重にということも必要ですし、作業からしたら大変にもなりますので、その辺は十分配慮してやっていただきたいということで終わります。

以上です。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算(第8号)(総務企画所管分)

○遠藤隆志委員長 議事第7、議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算(第8号)の本委員会所管部分を議題といたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第36号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○遠藤隆志委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時05分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 遠 藤 隆 志